

秋田県農業再生協議会 令和8年度通常総会

日 時 令和8年4月30日(木)
午後1時30分
場 所 秋田県JAビル
9階コンベンションホール

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議長選任

4 議事録署名人選任

5 議 事

議案第1号 令和7年度事業報告並びに収支計算書について

議案第2号 令和8年度事業計画(案)並びに収支予算書(案)について

議案第3号 県の「生産の目安」の見直しについて

議案第4号 秋田県農業再生協議会規約の改正(案)について

6 その他

県産米の需給状況等について

7 閉 会

令和8年度 通常総会資料

日 時：令和8年4月30日(木)
午後1時30分より
場 所：秋田県JAビル
9階コンベンションホール

秋田県農業再生協議会

目 次

議案第1号	令和7年度事業報告並びに収支計算書について	…	1
	監査報告	…	12
議案第2号	令和8年度事業計画(案)並びに収支予算書(案)について	…	13
議案第3号	県の「生産の目安」の見直しについて	…	21
議案第4号	秋田県農業再生協議会規約の改正(案)について	…	25

議案第1号 令和7年度事業報告並びに収支計算書について

令和7年度事業報告

1 事業実施の基本的考え方

秋田県農業再生協議会規約に基づき、以下の事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。
- (2) 水田収益力強化ビジョンの検討・推進に関すること。
- (3) 地域の「生産の目安」を踏まえた、需要に応じた米生産の推進に関すること。
- (4) 担い手への農地の利用集積に関すること。
- (5) 担い手の育成・確保に関すること。
- (6) その他、地域農業を振興するために必要なこと。

2 事業内容

(1) 経営所得安定対策等の推進

需要に応じた米生産及び本制度の円滑な運営に向け、助成内容や要件等について情報提供を行うなど、農業者に対する制度の周知や活用促進に向けた活動を行った。

また、産地交付金県推進枠の「大豆・重点野菜・新規需要米への助成」の対象品目のうち、新市場開拓用米（輸出用米）の単価を増額したほか、増額された追加配分を活用して新たに加工用米の取組を支援するなど、今後、需要の拡大が期待される品目への取組を推進した。

(2) 水田収益力強化ビジョンの推進

地域の関係農業団体や地域農業再生協議会と水田収益力強化ビジョンを共有するとともに、水田のフル活用と特色ある産地づくりを図るため、地域と一体となって生産性向上及び低コスト生産に資する取組を推進した。

(3) 需要に応じた米生産の推進

需要に応じた米生産の実現に向け、事前契約の早期締結を推進した。

また、本協議会に設置した「需要に応じた米生産に関する専門部会」や、地域農業再生協議会担当者等を参集したブロック別会議を開催することにより、国の施策や米の情勢について関係団体と認識を共有した。

さらには、秋田米レポートによる全国及び県産米の需給状況とその需給見通しや、県全体の「生産の目安」について情報提供を行い、地域段階における需要に応じた米生産への取組を支援した。

(4) 農地の利用集積の推進

本県の強みであるほ場整備と農地集積、高収益作物の導入をセットにした「あきた型ほ場整備」を引き続き推進したほか、農地の集積・集約化に向け、農地中間管理事業推進チームを中心に関係機関が連携して現場段階の取組を進めた。

(5) 担い手の育成・確保の推進

認定農業者等の経営改善や経営管理能力向上を目的とした研修会・セミナーを開催し、多様な担い手の経営課題の解決を支援するため、「農業経営改善コンサルタント」（税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等）を委嘱し、市町村等に対して活用を働きかけるほか、収入減少影響緩和対策の積立金管理業務を実施した。

(6) その他の地域農業振興に係る取組

県協議会構成機関・団体が連携し、農業生産基盤・環境の整備に努め、農業者の所得増大、地域の農業生産の拡大に取り組んだ。

「国内肥料資源活用総合支援事業」では、国内資源を活用した肥料への転換に向けて、有機質肥料の試作を支援した。

3 会議等の開催

(1) 経営所得安定対策等推進事業及び総務事務関係

年月日	会議等名	場所	内容
令和7年 5月8日	内部監査	J Aビル	・令和6年度業務執行状況及び会計処理状況について
5月8日	事務局会議	J Aビル	・令和7年度通常総会提出議案等の検討について ・その他
5月14日	幹事会	J Aビル	・令和7年度通常総会提出議案等について ・その他
5月15日	監事監査	J Aビル	・令和6年度事業報告について ・令和6年度収支計算書について ・令和6年度貸借対照表及び財産目録について ・令和6年度正味財産増減計算書について
5月20日	通常総会	J Aビル	・令和6年度事業報告並びに収支計算書について ・令和7年度事業計画(案)並びに収支予算書(案)について ・秋田県農業再生協議会諸規定の改正(案)について
6月25日 26日	需要に応じた米 の生産・販売の推 進に関する事例 調査	宮城県庁 青森県庁	・「生産の目安」の算定方法について ・産地交付金等による非主食用米への支援内容について
9月4日	臨時総会	持ち回り 審議	・秋田県農業再生協議会諸規定の改正(案)について
11月12日	地域農業再生協 議会担当者等会 議	秋田テルサ	・米の需給状況について ・地域農業再生協議会等に対するアンケート調査の結果に ついて ・令和8年度産地交付金県推進枠の設定(案)について ・次期秋田米生産・販売戦略の骨子(案)について ・今後の会議等のスケジュールについて ・その他

年月日	会議等名	場所	内 容
11月17日	事務局会議	J Aビル	・臨時総会提出議案等の検討について
11月19日	幹事会	J Aビル	・臨時総会提出議案等について
12月10日	臨時総会	J Aビル	・米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針について ・令和7年産米の取組の総括と8年産米に向けた取組方針(案)について ・令和8年産米の「生産の目安」(案)について ・県の「生産の目安」の見直し(案)について ・令和8年度産地交付金の県推進枠の設定(案)について
12月19日 22日	地域農業再生協 議会担当者等 地域会議	北秋田市ふ れあいプラ ザコムコム、 秋田市雄和 市民サービ スセンター、 秋田県立近 代美術館	・令和7年産米の取組の総括と8年産米に向けた取組方針について ・米の需給見通しについて ・令和8年産米の「生産の目安」について ・県の「生産の目安」の見直しについて ～真の「需要に応じた生産」に向けて～ ・令和8年度産地交付金の県推進枠の設定について ・その他
12月24日	内部監査	J Aビル	・令和7年度上期業務執行状況及び会計処理状況について
令和8年 3月19日	需要に応じた米生 産に関する専門部 会	秋田テルサ	・米の需給状況等について ・米の輸出に係る取組について (株)クボタ、全国農業協同組合連合会秋田県本部 ・現地確認業務の効率化・省力化について LAND INSIGHT (株)、サグリ (株) ・令和8年度の県の施策について

(2) 認定農業者等育成支援事業

年月日	会議等名	場所	内容
令和7年 6月27日	令和7年度認定農業者等支援研修会	秋田市	<ul style="list-style-type: none"> ・講演 「事業拡大と機械・設備の更新！ あなたならどうする？～農業設備投資のために検討すべきポイントとは～」 講師：小笠原浩之事務所 代表 小笠原 浩之 氏 社会保険労務士・中小企業診断士・行政書士 ・情報提供 「県産米の需給動向について」 秋田県水田総合利用課 調整・水田計画チーム 主査 齊藤 覚郎 氏 「秋田県農業会議からのお知らせ」 (一社) 秋田県農業会議 担い手・経営対策部
令和7年 11月17日 ～18日 11月20日 ～21日 12月3日 ～4日 12月16日 ～17日	令和7年度パソコン農業簿記講習会	由利本荘市 横手市 秋田市 美郷町	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン農業簿記ソフトの操作研修 パソコン農業簿記ソフトによる入力、データ作成、勘定科目設定、仕訳入力、減価償却資産登録、決算処理等 ・講話 税理士（農業経営改善コンサルタント） 青色申告のすすめと手続き、簿記記帳の実務と確定申告書の作成 ・情報提供 農業者年金加入のすすめ (一社) 秋田県農業会議 担い手・経営対策部
令和8年 2月3日	令和7年度農業経営改善支援セミナー	秋田市	<ul style="list-style-type: none"> ・講演 「折林ファームが行った革新的農業計画」 講師：(有) 折林ファーム 取締役社長 三浦 徳也 氏 ・経営事例報告 「令和7年度全国優良経営体表彰受賞者（経営改善部門 全国担い手育成総合支援協議会会長賞）からの事例報告」 農事組合法人中仙さくらファーム 代表理事 田村 誠市 氏

			<p>・情報提供</p> <p>「秋田県における農地基盤整備の状況について」</p> <p>秋田県農地整備課 農地整備チーム</p> <p>主査 伊藤 隆史 氏</p> <p>秋田県農業会議からのお知らせ</p> <p>(一社) 秋田県農業会議 担い手・経営対策部</p>
--	--	--	--

令和7年度収支計算書
(令和7年4月1日~令和8年3月31日)

1 経営所得安定対策等推進事業会計

収入総額	6,022,000	円
支出総額	6,022,000	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
経営所得安定対策等推進事業費補助金	6,822,000	6,022,000	△ 800,000	
計	6,822,000	6,022,000	△ 800,000	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
謝 金	70,000	10,000	△ 60,000	注1
旅 費	400,000	138,390	△ 261,610	注2
賃金及び共済費等	3,680,000	3,586,679	△ 93,321	
事務等経費	2,672,000	2,286,931	△ 385,069	注3
計	6,822,000	6,022,000	△ 800,000	

注1：研修会講師等謝金

注2：講師等旅費及び事務局員旅費

注3：印刷製本費、会議費等

令和7年度収支計算書
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

2 収入減少影響緩和対策積立金管理業務費会計

収入総額	934,390	円
支出総額	934,390	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	4,080,000	934,390	△ 3,145,610	
計	4,080,000	934,390	△ 3,145,610	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
事務費	3,660,000	618,550	△ 3,041,450	注1
人件費	420,000	315,840	△ 104,160	
計	4,080,000	934,390	△ 3,145,610	

注1：収入減少影響緩和対策積立金返戻金の加入経営体への直接交付に係る支払手数料等

令和7年度収支計算書
(令和7年4月1日~令和8年3月31日)

3 認定農業者等育成支援事業会計

収入総額	250,000	円
支出総額	250,000	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
認定農業者等育成支援事業委託費	250,000	250,000	0	
計	250,000	250,000	0	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
謝 金	30,000	48,000	18,000	注1
旅 費	10,000	3,841	△ 6,159	注2
事務等経費	210,000	198,159	△ 11,841	注3
計	250,000	250,000	0	

注1：講師・事例報告者等謝金

注2：講師・事例報告者、事務局員等旅費

注3：郵送料、会場使用料、人件費等

令和7年度収支計算書
(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

4 国内肥料資源活用総合支援事業会計

収入総額	720,533	円
支出総額	720,533	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金	783,378	720,533	△ 62,845	
計	783,378	720,533	△ 62,845	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	本年度決算額	増 減	備考
取組実施者補助金	733,378	709,970	△ 23,408	
県協議会事業費	50,000	10,563	△ 39,437	※
計	783,378	720,533	△ 62,845	

※：支払手数料、旅費等

令和7年度貸借対照表並びに財産目録
(令和8年3月31日現在)

摘 要	金 額	
	明 細	合 計
資 産 の 部		
1. 現 金		0
2. 当 座 預 金		0
3. 普 通 預 金		0
(1)秋田県農業再生協議会口座	0	
(2)収入減少影響緩和対策積立金管理業務費口座	0	
(3)認定農業者等育成支援事業口座	0	
(4)国内肥料資源活用総合支援事業口座	0	
4. 定 期 預 金		0
5. 預 け 金		0
6. 未 収 金		0
7. 仮 払 金		0
8. 固 定 資 産		0
9. 備 品		0
資 産 の 部 合 計		0
負 債 の 部		
1. 借 入 金		0
2. 預 り 金		0
3. 仮 受 金		0
4. 未 払 金		0
5. 経営所得安定対策等推進事業会計		0
6. 収入減少影響緩和対策積立金管理業務費会計		0
7. 認定農業者等育成支援事業会計		0
8. 国内肥料資源活用総合支援事業会計		0
負 債 の 部 合 計		0
正 味 財 産 の 部		
1. 正 味 財 産		0
負債及び正味財産合計		0

注)収入減少影響緩和対策積立金自体の表記は略

正 味 財 産 増 減 計 算 書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)


科 目	金 額	
I 増加の部		
1 資産増加額		
当期収支差額	0	
2 負債減少額		0
増加額合計		0
II 減少の部		
1 資産減少額	0	
2 負債増加額		
経営所得安定対策等推進事業会計		0
収入減少影響緩和対策積立金管理業務費会計		0
認定農業者等育成支援事業会計		0
国内肥料資源活用総合支援事業会計		0
負債増加額合計		0
減少額合計		0
当期正味財産減少額		0
前期繰越正味財産額		0
期末正味財産合計額		0


監査報告書

秋田県農業再生協議会規約第29条の規定により、令和8年4月17日会長より提出された令和7年度事業報告並びに収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、及び財産目録、証拠書類について監査した結果、その内容は適正なものと認めます。

令和 8年 4月 17日

秋田県農業再生協議会

監事 加賀谷 寛 

監事 珍田 祐美子 

議案第2号 令和8年度事業計画(案)並びに収支予算書(案)について

令和8年度事業計画(案)

1 事業実施の基本的考え方

秋田県農業再生協議会規約に基づき、以下の事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。
- (2) 水田収益力強化ビジョンの検討・推進に関すること。
- (3) 地域の「生産の目安」を踏まえた、需要に応じた米生産の推進に関すること。
- (4) 担い手への農地の利用集積に関すること。
- (5) 担い手の育成・確保に関すること。
- (6) その他、地域農業を振興するために必要なこと。

2 事業内容

(1) 経営所得安定対策等の推進

需要に応じた米生産及び本制度の円滑な運営に向け、助成内容や要件等について情報提供を行うなど、農業者に対する制度の周知や活用促進に向けた活動を行う。

また、需要の伸びが見込まれる輸出用米の取組を促進するため、産地交付金県推進枠に「新市場開拓用米の省力・低コスト化への助成」を新設する。

さらに、令和9年度からの水田政策に関する情報収集を進めるとともに、県内関係機関に対する速やかな情報提供や生産現場への周知活動を展開する。

(2) 水田収益力強化ビジョンの推進

地域の関係農業団体や地域農業再生協議会と水田収益力強化ビジョンを共有するとともに、水田のフル活用と特色ある産地づくりを図るため、地域と一体となって生産性向上及び低コスト生産に資する取組を推進する。

(3) 需要に応じた米生産の推進

今後も米産県として安定供給の責務を果たしていくためには、実需者が求める量を基に主食用米の生産量を決定していくことが必要であり、地域へ提供する情報の見直しを行う。

また、事前契約の早期締結を推進するとともに、確実な需要が見込めない米については、非主食用米に係る制度の活用を働きかけ、新規需要米等への振り分けを促す。

さらに、本協議会に設置した「需要に応じた米生産に関する専門部会」や、地域農業再生協議会担当者等を参集したブロック別会議を開催することにより、国の施策や米情勢について関係団体と認識を共有する。

(4) 農地の利用集積の推進

本県の強みであるほ場整備と農地集積、高収益作物の導入をセットにした「あきた型ほ場整備」を引き続き推進するとともに、農地の集積・集約化に向け、農地中間管理事業推進チームを中心に関係機関が連携して現場段階の取組を進める。

(5) 担い手の育成・確保の推進

認定農業者等の経営改善や経営管理能力向上を目的とした研修会・セミナーを開催するとともに、多様な担い手の経営課題の解決を支援するため、「農業経営改善コンサルタント」（税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等）を委嘱し、市町村等に対して活用を働きかけるほか、収入減少影響緩和対策の積立金管理業務を実施する。

(6) その他の地域農業振興に係る取組

県協議会構成機関・団体が連携し、農業生産基盤・環境の整備に努め、農業者の所得増大、地域の農業生産の拡大に取り組む。

「国内肥料資源活用総合支援事業」では、酒蔵による酒粕堆肥の製造に向けた堆肥舎の建築や、広域種豚生産者の豚糞堆肥製造施設の機能増強を支援することで、酒蔵や畜産農家と地域農業が連携した新たな循環型農業の確立を推進する。

3 会議等開催計画

(1) 経営所得安定対策等推進事業

年 月	会 議 等 名	内 容
令和8年 4月	事務局会議	通常総会提出議案
	内部監査	令和7年度業務及び会計執行
	監事監査	令和7年度事業、決算監査
	幹事会	通常総会提出議案
	通常総会	1) 令和7年度事業報告、収支計算書 2) 令和8年度事業計画(案)、収支予算書(案)等
7月	需要に応じた米生産に関する専門部会	「生産の目安」の見直しに係る具体的な事務
8月	地域農業再生協議会担当者等地域会議	1) 需給の見通しに関する情報提供 2) 各地域協議会における9年産米に向けた対応等の報告 3) 新たな水田政策に関する情報提供
11月、12月	事務局会議 幹事会 臨時総会	1) 令和9年産米に向けた県全体の取組方針 2) 令和9年産米の県の「生産見通し」の設定 3) 令和9年度産地交付金の配分方針(案)
12月	地域農業再生協議会担当者等地域会議	1) 令和9年産米の取組方針及び県の「生産見通し」 2) 地域の合理的な単収、県全体の水田台帳面積の情報提供 3) 令和9年度産地交付金の配分方針(案) 4) 事前契約の推進と契約状況に基づく非主食用米への振り分け
12月	内部監査	令和8年度業務及び会計執行
令和9年 2月	需要に応じた米生産に関する専門部会	1) 需給の見通しに関する情報提供 2) 需要に応じた生産・販売に関する研修
令和8年4月 ～ 令和9年3月	主食用米需給状況等の連絡会議(適宜開催)	1) 県域団体における今後の需給見通し等
令和8年4月 ～ 令和9年3月	全県巡回	1) 産地交付金県推進枠の周知等 2) 事前契約の推進及び非主食用米への振り分けの働きかけ 3) 需要に応じた米生産の推進に向けた協議 4) 「生産の目安」の見直しの周知活動
令和8年4月 ～ 令和9年3月	需要に応じた米生産及び水田フル活用に向けた取組に係る情報の収集と提供	1) 県産米の動向や需給状況等に関する情報収集とそれに基づく、秋田米レポートの発行(年3回) 2) 新たな水田政策に関する情報収集
	制度関係冊子の作成・配布 協議会ホームページの運営 ・情報発信	(必要に応じて随時情報提供)

(2) 認定農業者等育成支援事業

年 月	会 議 等 名	内 容
令和8年6月 ～ 令和9年3月	農業経営改善コンサルタント（専門家）の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の経営改善や労務管理等に関する指導 ・研修会、セミナーでの講話
令和8年6月	認定農業者等支援研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・農業に関する情勢や支援策等の講話 ・経営改善に関する情報提供
令和8年 11月～ 12月	パソコン農業簿記講習会	<ul style="list-style-type: none"> ・講話 税理士（農業経営改善コンサルタント） 青色申告の制度・手続きと複式簿記記帳のポイント ・パソコン農業簿記ソフトの操作研修 パソコン農業簿記ソフトによる入力、データ作成、勘定科目設定、仕訳入力、決算処理等
令和9年2月	農業経営改善支援セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善に向けた取組事例等の講話 ・経営改善に関する情報提供

令和 8 年 度 収 支 予 算 書 (案)
(令和8年4月1日~令和9年3月31日)

1 経営所得安定対策等推進事業会計

収入総額	5,940,000 円
支出総額	5,940,000 円
差引金額	0 円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
経営所得安定対策推進事業費補助金	5,940,000	6,822,000	△ 882,000	
計	5,940,000	6,822,000	△ 882,000	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
謝 金	70,000	70,000	0	注1
旅 費	170,000	400,000	△ 230,000	注2
賃金及び共済費等	3,700,000	3,680,000	20,000	
事務等経費	2,000,000	2,672,000	△ 672,000	注3
計	5,940,000	6,822,000	△ 882,000	

注1：研修会講師等謝金

注2：講師等旅費及び事務局員旅費

注3：印刷製本費、会議費等

令和 8 年度 収支 予算書 (案)
(令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 3 1 日)

2 収入減少影響緩和対策積立金管理業務会計

収入総額	3,753,000	円
支出総額	3,753,000	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
収入減少影響緩和対策積立金管理業務委託費	3,753,000	4,080,000	△ 327,000	
計	3,753,000	4,080,000	△ 327,000	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
事務費	3,341,280	3,660,000	△ 318,720	注 1
人件費	411,720	420,000	△ 8,280	
計	3,753,000	4,080,000	△ 327,000	

注 1 : 収入減少影響緩和対策積立金返戻金の加入経営体への直接交付に係る支払手数料等
(振込手数料 : @440 × 7,584件 = 3,336,960円、ほか事務費 4,320円)

【参考】積立金の状況

期首残高 (R8.4.1現在) : 1,599,905,447円

令和 8 年度 収 支 予 算 書 (案)
(令和8年4月1日~令和9年3月31日)

3 認定農業者等育成支援事業会計

収入総額	250,000 円
支出総額	250,000 円
差引金額	0 円

【収入の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
認定農業者等育成支援事業委託費	250,000	250,000	0	
計	250,000	250,000	0	

【支出の部】

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
謝 金	30,000	30,000	0	注1
旅 費	10,000	10,000	0	注2
事務等経費	210,000	210,000	0	注3
計	250,000	250,000	0	

注1：講師・事例報告者等謝金

注2：講師・事例報告者・事務局員等旅費

注3：郵送料、会場使用料、人件費等

令和 8 年度 収 支 予 算 書 (案)
(令和 8 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 3 1 日)

4 国内肥料資源活用総合支援事業会計

収入総額	146,903,633	円
支出総額	146,903,633	円
差引金額	0	円

【収入の部】

区	分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
	国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金	146,903,633	783,378	146,120,255	
	計	146,903,633	783,378	146,120,255	

【支出の部】

区	分	本年度予算額	前年度予算額	増 減	備考
	取組実施者補助金	146,853,633	733,378	146,120,255	
	県協議会事業費	50,000	50,000	0	
	計	146,903,633	783,378	146,120,255	

※：支払手数料、旅費等

議案第3号 県の「生産の目安」の見直しについて

県の「生産の目安」の見直しについては、令和7年12月10日の臨時総会において了承され、事務局レベルで詳細を詰めていくこととされたところである。

その後、各地域農業再生協議会等との意見交換等を進めてきたところであり、今後更に詳細を具体化させていく。

1 検討の経過

- 12月中下旬、地域農業再生協議会地域会議を開催し、「生産の目安」の見直しについて説明を行った。
- 1月以降に各地域再生協議会と意見交換を行い、その結果を踏まえ、「生産見通し」等の具体的な算定方法やスケジュールについて検討を進めた。
- 3月中旬、各JAに「生産見通し」等の算定方法やスケジュールの検討内容について説明し、意見交換を行った。

2 県の「生産の目安」の見直し

- 「生産見通し」及び「秋田米の需給見通し」の算定方法及びスケジュールについては次頁以降のとおり。

3 今後の対応

- 「生産見通し」の提供及びその算定方法等については、県域団体及びJAグループの理解を得ており、5月以降、全ての方針作成者（集荷業者）に説明し、全県的な合意を得る予定としている。
- 7月頃を目途に県再生協議会専門部会を開催し、実務的な手順やスケジュール等を示すとともに、方針作成者への周知を図り、円滑な制度移行を目指す。

県の「生産の目安」の見直しについて ～ 真の「需要に応じた生産」に向けて ～

1 背景

平成29年度の生産数量目標の配分廃止以降、農業者や集荷業者における作付けの判断をサポートするため、県の「生産の目安」を提示してきた。

県の「生産の目安」の提示は、当面の予定だったが、方針作成者等から存置の意見も強く、提示を継続してきたところである。

現在の「生産の目安」の算定方法は、国の需給見通しに基づき、需要の減少を前提としたものとなっていることから、この方法では生産量は漸減していくことになる。

今後も米産県として安定供給の責務を果たしていくためには、実需者が求める量を基に主食用米の生産量を決定していくことが必要であり、地域へ提供する情報の見直しを行う。

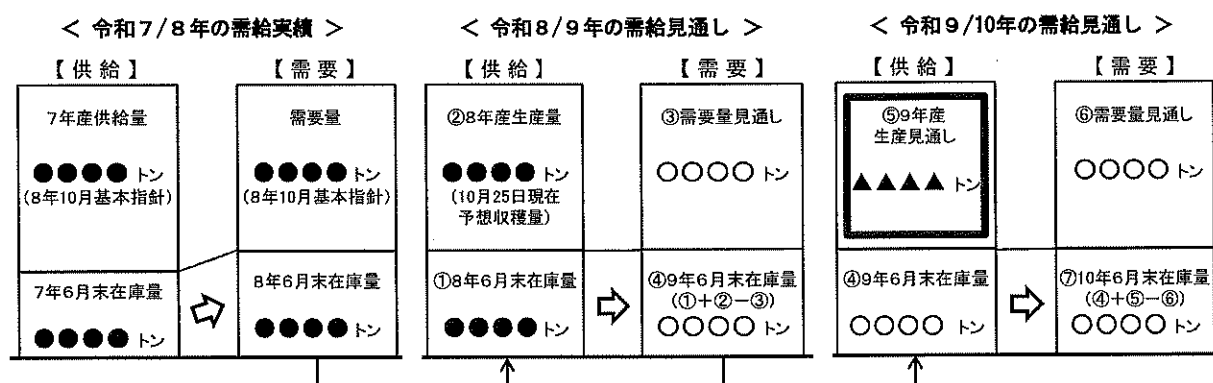
2 見直しの概要

全国の需給状況に左右されることなく、県産米の需要を捉えながら安定的に供給していくためには、米の集荷・販売を行う方針作成者（集荷業者）が主体となって生産量を定める体制としていく必要があり、地域に対する情報提供を次のとおり行うこととする。

- 令和9年産以降は、各方針作成者が策定する販売計画の数量に、直売・飯米・縁故米の数量（推計）を加えた「生産見通し」を提示する。
- 本県の需給状況については、国の基本指針と「生産見通し」を基に「秋田米の需給見通し」を作成し、地域再生協及び方針作成者へ情報提供を行う。

なお、具体的方法・手順については、12月以降、地域農業再生協議会や方針作成者等と協議を行いながら決定していく。

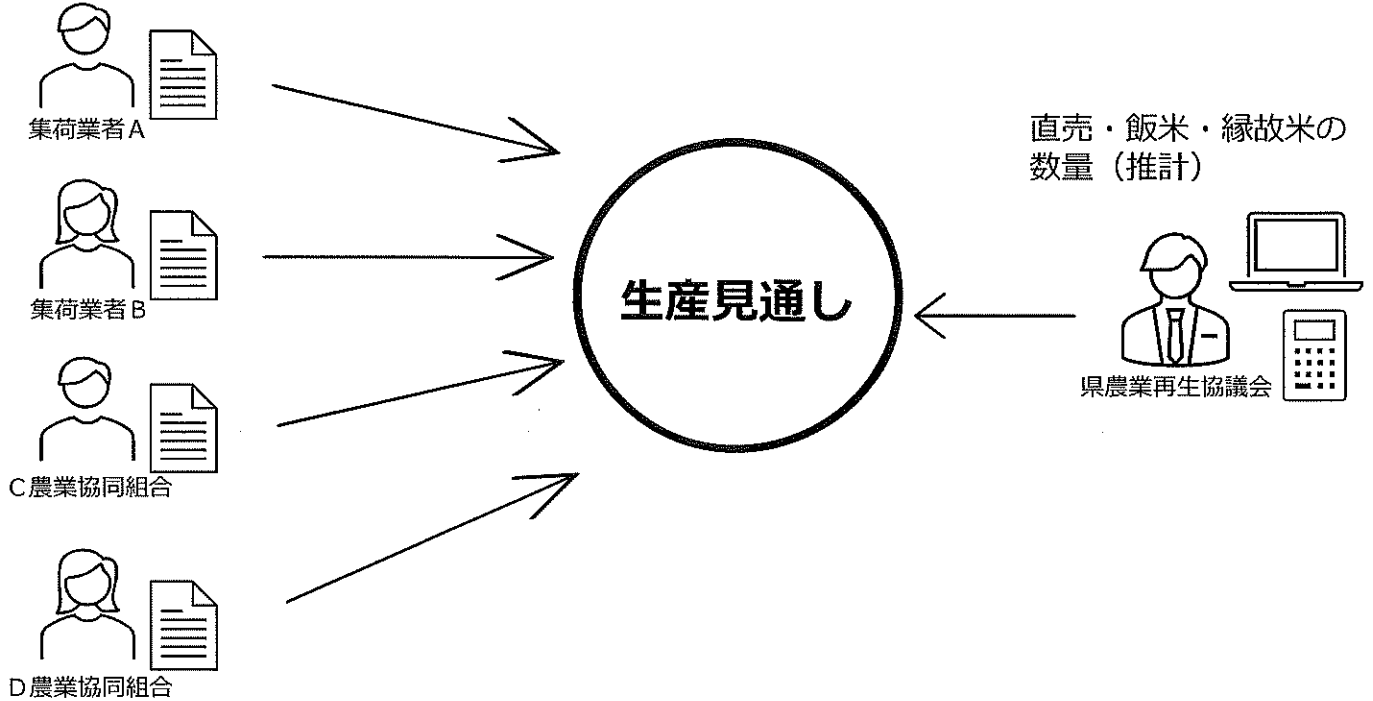
【参考】「秋田米の需給見通し」のイメージ



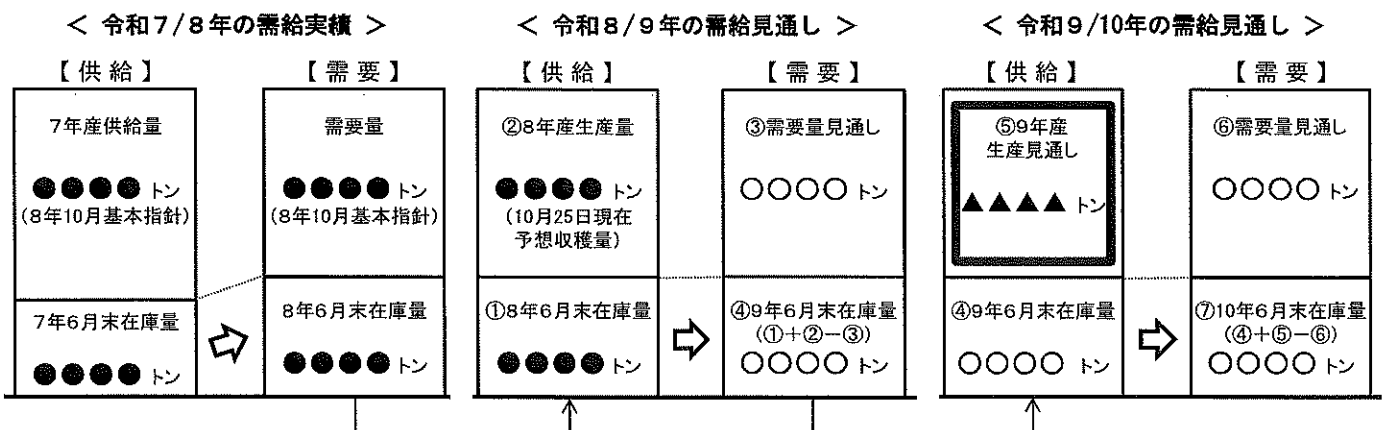
「生産見通し」の作成

生産見通し = 方針作成者の翌年産販売計画数量 + 直売・飯米・縁故米の数量（推計）

方針作成者（集荷業者）の
翌年産販売計画数量



国の基本指針と「生産見通し」を基に作成する「秋田米の需給見通し」のイメージ

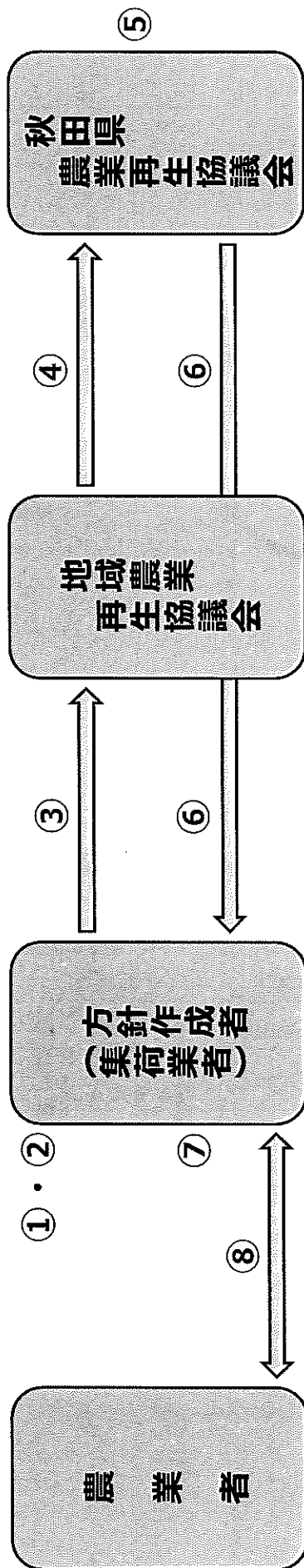


- 公表する「生産見通し」を需給見通しに当てはめ、将来の在庫量（⑦）がどのくらいになるのかを評価
- ⑦が適正在庫量（10万～12万トン）の上限を超過すると見込まれる場合は、事前契約の推進と非主食用米への振り分けを推進
- ⑦が適正在庫量の下限を下回る場合は、事前契約の積み上げを前提に、各方針作成者における販売計画の上方修正を検討

【判例】

- : 12月までに公表される数値
- : 県再生協で試算する数値
- ▲▲▲▲▲ : 各方針作成者の翌年産販売計画数量と直売・飯米・縁故米の数量（推計）から作成する「生産見通し」

令和9年産からの主食用米生産のフロー図



手順	いつ	誰が	何を
①	生産前年の夏頃	方針作成者	翌年産米の需要調査を実施
②	生産前年の秋	方針作成者	需要調査の精査、 翌年産販売計画の策定
③	生産前年の11月	方針作成者	地域農業再生協議会へ翌年産販売計画の報告
④		地域再生協	管内の方針作成者における翌年産販売計画をとりまとめて県再生協へ報告
⑤	生産前年の12月	県再生協	各地域から報告された翌年産販売計画をとりまとめ、「 生産見通し 」を決定 ※ 生産見通し = 方針作成者の翌年産販売計画数量 + 直売・飯米・縁故米の数量 (推計)
⑥		県再生協	国が公表する基本指針と「生産見通し」を基に「秋田米の需給見通し」を作成し、地域へ情報提供 (県再生協→地域再生協→方針作成者)
⑦	生産年の1月以降	方針作成者	事前契約の推進と非主食用米への振り分け ※ 1月末、3月末、6月末における事前契約状況を地域再生協経由で県再生協へ報告してもらい、事前契約状況を把握。各時期の目標とする事前契約率に達していない場合は、非主食用米へ振り分けし、用途を変更(非主食用米への振り分け依頼は地域再生協から方針作成者へ依頼。依頼内容及び振り分け結果は地域再生協から県再生協へ報告)
⑧		農業者	方針作成者の販売計画に基づき、営農計画を作成 (出荷予定の集荷業者と協議の上、作付面積を決定) ※ 直売を行う農業者は、自らの経営判断により作付面積を決定

議案第4号 秋田県農業再生協議会規約の改正（案）について

1 改正理由

- ① 組織名の変更に伴う改正
- ② 各責任者等が事故あった時、業務を円滑に推進するため

2 改正内容

第19条（幹事会の構成等）

改正前）秋田県農業共済組合農産園芸部

改正後）秋田県農業共済組合農産部

第21条（事務局）

事務局長及び事務局次長が欠けたときは、当該職員が所属する各組織の内部規定に基づいてその職務を代理する旨、条文を追加

3 新旧対照表

別紙のとおり

秋田県農業再生協議会規約 一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第18条 (略)</p> <p>(幹事会の構成等)</p> <p>第19条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 秋田県市長会事務局長</p> <p>(2) 秋田県町村会事務局長</p> <p>(3) 秋田県農業協同組合中央会営農農政部長</p> <p>(4) 全国農業協同組合連合会秋田県本部米穀部長</p> <p>(5) 秋田県主食集荷商業協同組合業務部長</p> <p>(6) 一般社団法人秋田県農業会議事務局長</p> <p>(7) 秋田県土地改良事業団体連合会常務理事</p> <p>(8) 公益社団法人秋田県農業公社事務局長</p> <p>(9) 秋田県農業共済組合農産部長</p> <p>(10) 秋田県農林水産部次長</p> <p>(11) 秋田県農林水産部水田総合利用課長</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第21条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、次の各号に掲げる機関・団体ごとに置く。</p> <p>(1) 県</p> <p>(2) 県農協中央会</p> <p>(3) 全農県本部</p>	<p>第1条～第18条 (略)</p> <p>(幹事会の構成等)</p> <p>第19条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。</p> <p>2 幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 秋田県市長会事務局長</p> <p>(2) 秋田県町村会事務局長</p> <p>(3) 秋田県農業協同組合中央会営農農政部長</p> <p>(4) 全国農業協同組合連合会秋田県本部米穀部長</p> <p>(5) 秋田県主食集荷商業協同組合業務部長</p> <p>(6) 一般社団法人秋田県農業会議事務局長</p> <p>(7) 秋田県土地改良事業団体連合会常務理事</p> <p>(8) 公益社団法人秋田県農業公社事務局長</p> <p>(9) 秋田県農業共済組合農産部長</p> <p>(10) 秋田県農林水産部次長</p> <p>(11) 秋田県農林水産部水田総合利用課長</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(事務局)</p> <p>第21条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、次の各号に掲げる機関・団体ごとに置く。</p> <p>(1) 県</p> <p>(2) 県農協中央会</p> <p>(3) 全農県本部</p>

新	旧
<p>(4) 県主食集荷商協 (5) 県農業会議 (6) 県農業公社</p> <p>3 前項各号に掲げる事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。 尚、前項第1号においては、各地域振興局単位に地域班を設置し、責任者として班長を置く。</p> <p>4 会長は、構成する機関・団体の中から、事務局長及び事務局次長を任命する。</p> <p>5 事務局長は、業務を総括し、事務局次長は、事務局長を補佐する。</p> <p>6 第3項の責任者、第4項の事務局長又は事務局次長が欠けたときは、それぞれ当該職員に所属する各組織の内部規定に基づいてその職務を代理する。</p> <p>第22条～第33条 (略)</p>	<p>(4) 県主食集荷商協 (5) 県農業会議 (6) 県農業公社</p> <p>3 前項各号に掲げる事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。 尚、前項第1号においては、各地域振興局単位に地域班を設置し、責任者として班長を置く。</p> <p>4 会長は、構成する機関・団体の中から、事務局長及び事務局次長を任命する。</p> <p>5 事務局長は、業務を総括し、事務局次長は、事務局長を補佐する。</p> <p>第22条～第33条 (略)</p>

秋田県農業再生協議会規約

平成16年	3月24日	制定
平成17年	4月13日	改正
平成19年	4月13日	改正
平成20年	12月10日	改正
平成21年	4月10日	改正
平成21年	7月17日	改正
平成22年	4月21日	改正
平成23年	4月27日	改正
平成24年	4月20日	改正
平成25年	3月6日	改正
平成25年	4月15日	改正
平成26年	2月20日	改正
平成26年	4月18日	改正
平成27年	2月6日	改正
平成27年	4月21日	改正
平成28年	4月25日	改正
平成29年	4月26日	改正
平成30年	4月25日	改正
平成31年	4月26日	改正
令和2年	4月28日	改正
令和2年	8月28日	改正
令和3年	4月28日	改正
令和4年	4月28日	改正
令和4年	8月30日	改正
令和5年	4月26日	改正
令和6年	4月26日	改正
令和7年	5月20日	改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、秋田県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務局)

第2条 県協議会は、主たる事務局を秋田市八橋南二丁目10-16 秋田県農業協同組合中央会に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的

とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の推進に関すること。
- (2) 水田収益力強化ビジョンの推進に関すること。
- (3) 地域の主食用米の「生産の目安」の提示に関すること。
- (4) 農地の利用集積に関すること。
- (5) 耕作放棄地の再生利用に関すること。
- (6) 担い手の育成・確保に関すること。
- (7) 収入減少影響緩和対策に係る農業者の積立金の管理の実施に関すること。
- (8) 畑作物産地形成促進事業の推進に関すること。
- (9) コメ新市場開拓等促進事業の推進に関すること。
- (10) 国内肥料資源活用総合支援事業に関すること。
- (11) その他、地域農業を振興するために必要なこと。

2 県協議会は、前項に関する業務の一部を農業協同組合等に委託して実施することができる。

第2章 構成

(県協議会の構成)

第5条 県協議会は、次の機関・団体をもって構成する。

秋田県（以下「県」という。）

秋田県市長会（以下「県市長会」という。）

秋田県町村会（以下「県町村会」という。）

一般社団法人秋田県農業会議（以下「県農業会議」という。）

秋田県農業協同組合中央会（以下「県農協中央会」という。）

全国農業協同組合連合会秋田県本部（以下「全農県本部」という。）

秋田県主食集荷商業協同組合（以下「県主食集荷商協」という。）

秋田県農業共済組合（以下「県農業共済組合」という。）

秋田県土地改良事業団体連合会（以下「県土地連」という。）

公益社団法人秋田県農業公社(秋田県農地中間管理機構)（以下「県農業公社」という。）

秋田県産米改良協会（以下「県産米改良協会」という。）

秋田県認定農業者組織連絡協議会（以下「県認定農業者協」という。）

秋田県米穀小売商業組合（以下「県米穀小売組合」という。）

公立大学法人秋田県立大学（以下「県立大」という。）

秋田県農業法人協会（以下「県法人協会」という。）

第3章 役員

(役員の数及び選任)

第6条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 県協議会の会長には県知事を、副会長には県農協中央会会長、県農林水産部長を充てるものとする。

3 監事には、県市長会事務局次長、及び県町村会総務課長を充てるものとする。

(役員職務)

第7条 会長は、県協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して県協議会の業務を掌理し、会長に事故がある時はその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見した時は、これを総会に報告すること。

(3) 前号の報告をするために必要がある時は、総会を招集すること。

(役員任期)

第8条 役員任期は、3年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第9条 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第10条 県協議会は、役員が県協議会の役員としてふさわしくない行為をした時、その他特別の事由がある時は、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、県協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第11条 役員は無給とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第12条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席者のうちから選出する。

3 通常総会は、毎年1回開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 県協議会の構成機関・団体より、会議の目的たる事項を示した書面により開催の請求があったとき。

(2) 第7条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) 会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第13条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、構成機関・団体に通知しなければならない。

- 3 総会の開催に当たっては、透明性をもって公正な議論が行われるよう予めインターネット、広報誌等を活用し、会議の日時、場所、目的及び審議事項の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

- 第14条 総会は、構成機関・団体の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 構成機関・団体は、総会において、各1個の表決権を有する。
 - 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
 - 4 総会の議事は、第16条に規定する場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は議決に加わる権利を有しない。

(総会の権能)

- 第15条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算の設定・変更に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
 - (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること。
 - (5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。
- 2 前項にかかわらず、国による制度変更や補正予算による新規事業へ対応するため、会長が緊急を要すると判断した場合は、幹事会の協議を経て書面による持ち回り議決ができるものとする。

(特別議決事項)

- 第16条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- (1) 県協議会規約の変更
 - (2) 県協議会の解散
 - (3) 構成機関・団体の除名
 - (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

- 第17条 やむを得ない理由により総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催までに県協議会に到着しないときは、無効とする。
 - 3 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

- 第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 出席者氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 3 議事録は、主たる事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第19条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 秋田県市長会事務局長
- (2) 秋田県町村会事務局長
- (3) 秋田県農業協同組合中央会営農農政部長
- (4) 全国農業協同組合連合会秋田県本部米穀部長
- (5) 秋田県主食集荷商業協同組合業務部長
- (6) 一般社団法人秋田県農業会議事務局長
- (7) 秋田県土地改良事業団体連合会常務理事
- (8) 公益社団法人秋田県農業公社事務局長
- (9) 秋田県農業共済組合農産園芸部長
- (10) 秋田県農林水産部次長
- (11) 秋田県農林水産部水田総合利用課長

3 幹事長には、県農林水産部次長を充てるものとする。

4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第20条 この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (3) 第15条2項に関する事。
- (4) その他幹事会において必要と認めた事項

第6章 事務局等

(事務局)

第21条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は、次の各号に掲げる機関・団体ごとに置く。

- (1) 県
- (2) 県農協中央会
- (3) 全農県本部
- (4) 県主食集荷商協
- (5) 県農業会議
- (6) 県農業公社

3 前項各号に掲げる事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。

尚、前項第1号においては、各地域振興局単位に地域班を設置し、責任者として班長を置く。

4 会長は、構成する機関・団体の中から、事務局長及び事務局次長を任命する。

5 事務局長は、業務を総括し、事務局次長は、事務局長を補佐する。

(業務の執行)

第22条 県協議会の業務の執行方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第23条 県協議会は、各事務局ごとに、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておくものとする。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 所掌する事務に係る収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (3) その他所掌する事務に係る前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第24条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資金)

第25条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金
- (2) その他の収入

(資金の取扱い)

第26条 県協議会の資金は、資金の種類ごとに区分経理することとし、その取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第27条 県協議会の事務に要する経費は、第25条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第28条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第29条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出し

なければならない。

- 3 会長は、第1項の書類及び監査報告書について、総会の承認を得た後、これを主たる事務局に備え付けておかなければならない。

(報告)

- 第30条 会長は、第28条に掲げる書類及び前条第1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、東北農政局長に提出しなければならない。

第8章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

- 第31条 この規約及び第22条各号に掲げる規程に変更があった場合、県協議会長は、遅滞なく東北農政局長に届出なければならない。

(県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

- 第32条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産がある場合、国費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより国に返還するものとする。
- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(細則)

- 第33条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

付則

- 1 この規約は、設立総会において議決した日から施行する。
- 2 本推進本部の設立当初の役員の任期は、第8条1項の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。
- 3 本推進本部の設立初年度の事業計画及び予算は、第28条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本推進本部の設立初年度の会計年度は、第24条の規定にかかわらず県推進本部規約の施行日から平成17年3月31日までとする。
- 5 平成19年度に執行する平成18年産対策(麦・大豆品質向上対策、稲作所得基盤確保対策、及び担い手経営安定対策)については、なお、従前の例により取り扱うものとする。
- 6 秋田県担い手育成総合支援協議会の解散に伴い、事業及び会計並びに証拠書類等を本協議会が承継する。尚、承継時期は、秋田県担い手育成総合支援協議会が、東北農政局から秋田県農業再生協議会への権利義務の承継にかかる承認を受けた日とする。

付則 この規約の改正は、平成28年4月25日から施行する。

付則 この規約の改正は、平成29年4月26日から施行する。

付則 この規約の改正は、平成30年4月25日から施行する。

付則 この規約の改正は、平成31年4月26日から施行する。

付則 この規約の改正は、令和2年4月28日から施行する。

付則 この規約の改正は、令和2年8月28日から施行する。

- 付則 この規約の改正は、令和 3年4月28日から施行する。
- 付則 この規約の改正は、令和 4年4月28日から施行する。
- 付則 この規約の改正は、令和 4年8月30日から施行する。
- 付則 この規約の改正は、令和 5年4月26日から施行する。
- 付則 この規約の改正は、令和 6年4月26日から施行する。
- 付則 この規約の改正は、令和 7年5月20日から施行する。

秋田県農業再生協議会の組織体制

